生活保護法指定医療機関に対する行政処分等の実施及び程度の決定に当たっての基本的な 考え方

1 具体的にどのような行政処分を実施するかの判断に当たっては、まず、当該行為の重大性・悪質性について、特に以下の点に着眼し、検証を行います。

## (1) 公益侵害の程度

被保護者に対し著しく不適当な診療を行い、あるいは診療報酬(調剤報酬、訪問看護療養費を含む。以下同じ。)について多額に不正請求を行うなど、当該違法・不当行為が公益性を著しく侵害しているか。

被害を受けた被保護者数、個々の被保護者が受けた被害はどの程度深刻か。

(2) 故意性の有無

当該違法・不当行為が故意によるものか、過失によるものか。

(3) 反復継続性の有無

当該違法・不当行為が反復継続して行われたのか,あるいは1回限りのものであったのか。

当該違法・不当行為が行われた期間がどの程度であったか。

(4) 組織性・悪質性の有無の視点

当該違法・不当行為が現場の担当者個人の判断で行われたものか、あるいは経営陣 や管理者も関わっていたか。

問題を認識した後に隠蔽を図るなど悪質な行為が認められたか。悪質な行為が認められた場合には、当該行為が組織的なものであったか。

2 1の検証結果をもとに、地域における診療サービス提供・基盤整備の状況、指定医療機関の運営管理体制(※)など、配慮すべき他の要素を総合的に考慮した上で、具体的な処分内容を決定する。

## ※指定医療機関の運営管理体制の適切性

個々の役職員の法令遵守等に関する知識や取組は十分か。

指定医療機関の運営管理体制は十分か、また適切に機能しているか。職員教育は十分 に行われているか。